

ししま

18日(水) — 鳥 肉
19日(木) — 青 果
20日(金) — 魚
21日(土) — 肉

融資総額を10億円に拡大

中小商工業融資

区では、中小企業の方々の商工業振興対策として、本年も中小商工業融資の預託原資を大幅に増額しました。
融資内容は、運転・設備・公営防止設備資金が四億二千五百万円、小規模企業・小口緊急資金が二億七千万円で、合わせて七億円の原資が新年度予算に計上されました。この額は、前年度に比べ一億円の増となっております。
これにより融資総額は、関係融資機関が原資の五倍まで融資協力をするので、三十五億円になります。
なお、中小商工業融資を利用される方には、区が委嘱する経営コンサルタントが、後日無料で巡回経営指導をします。

融資の対象

- ①区内で引き続き一年以上同一の事業を営んでいること。
- ②代表者の住所と主な事業所の所在地がともに豊島区内にある方。または、主な事業所の所在地が豊島区にある方。
- ③適切な事業計画と確実な資金計画があること。
- ④前年度の特別区民税(法人については法人住民税)を完納していること。
- ⑤遊興娯楽業、飲食業(大衆食堂並びにこれに準ずるものを除く)、仲介業、不動産業(賃貸業・興産業を除く)、質屋業、金融業、信託業、娯楽以外の事業を営む方。

融資の条件

- ▽貸付金額
運転資金・設備資金・公営防止設備資金は五百万円まで。小規模企業資金は二百万円まで。小口緊急資金は五十万円まで。
- ▽利率
いずれも年利八・九パーセント
- ▽利子補給
運転資金・設備資金は一・二パーセント、公営防止設備資金・小規模企業資金・小口緊急資金は二・四パーセントを公費負担。

なお、小規模企業融資資金の場合は、雇用従事員が、商業関係2名以下、工業関係5名以下の企業

◎各種の会合やサークルのつどいなどの会場として次の施設の一部が利用できます。

施設名	電話	利用できる部屋
老人福祉センター	984-5896	和室2室 (20畳42畳)
南大塚ことぶきの家	946-7355	和室1室 (60畳)
池袋ことぶきの家	982-9658	和室1室 (38畳)
高松ことぶきの家	973-7440	和室1室 (36畳)
高田児童館	987-6600	和室1室 (20畳)
夜間は、上記の部屋を、一般の方が会合に利用できます。 午後6時～10時(10月～3月:午後9時30分まで)		
勤労青少年センター	915-2334	洋室4室 (132～45㎡)
第10出張所会議室	918-2333	和室1室 (40畳)
第11出張所会議室	986-6501	和室1室 (40畳)
勤労青少年センターについては勤労青少年の方が利用しないとき、出張所については区が使用しないときは、いつでも一般の方が会合に利用できます。 午前9時～午後10時(10月～3月:午後9時30分まで)		



集まりを広く利用ください

6月1日から
3施設を追加
昨年6月、各種の会合やサークルのつどいなどの会場として、区の公共施設の一部を多目的に利用できるようにし、また利用時間の延長を行って、これまでに多くの方々にご利用いただきました。
今年6月1日から、さらに3施設(第10出張所会議室・第11出張所会議室・高田児童館)を追加することになりましたので、別表の18施設になります。皆さんのご利用をお待ちしています。
受付など詳しくは、それぞれの施設へお問い合わせください。

豊島区では、昭和52年度の区政モニターとして、新たに40名の方々が委嘱されました。
区政モニター制度は、アンケートによる調査広報が中心ですが、そのほかモニター連絡会議、随時通信などにより区政に対する意見・要望等を述べていただき、それを区政の参考とするものです。
新しい区政モニターは、つぎの方々です。

氏名	住所	年齢	職業
茶畑 勇	東池袋5-32-7	45	会社員
秋山孝太郎	西池袋1-10-15	55	会社員
鈴木 晴子	北大塚1-23-10	35	主婦
岡崎 勇	1-26-12	35	会社員
青木 貞雄	南大塚1-25-16	45	会社員
小原 信利	南大塚2-16-17	45	会社員
北原 秀子	2-36-1	35	主婦
羽田野公子	上池袋4-13-10	45	会社員
内野 夢子	東池袋4-15-3	35	主婦
宮崎 直江	南池袋1-13-21	35	会社員
榎村 清隆	3-23-4	35	会社員
尾上 晶子	西池袋2-12-9	45	会社員
神田 正吉	池袋1-5-4	45	会社員
猪狩 浩	2-10-3	35	会社員
上田 武	3-12-3	35	会社員
秋森 和	池袋本町2-7-19	45	会社員
坂倉 愛子	目白2-23-22	35	会社員
本吉 隆兄	5-16-3	35	会社員
松村 和夫	南長崎2-12-2	35	会社員
遠藤 征二	5-16-6	35	会社員
石原 彰	5-17-3	35	会社員
平 寿子	長崎3-1-21	35	会社員
田中 康江	3-8-2	35	会社員
川田富美子	千早町2-18	35	会社員
坂田 美子	栗町1-30-2	35	会社員
細谷 清	2-33-2	35	会社員
浜谷 修治	3-9-9	35	会社員
大沼 望	3-31-4	35	会社員
高松 一郎	3-32-11	35	会社員

昭和52年度区政モニター決定

◎次の施設は夜間の利用時間を延長しています。

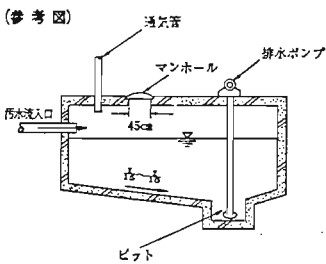
施設名	電話	利用時間
渠鴨厚生会館	910-9966	4月～9月 午前9時～午後9時30分
池袋東厚生会館	981-8558	同上
目白厚生会館	987-5600	同上
長崎厚生会館	957-5252	同上
渠鴨区民集会室	918-7374	同上
池袋区民集会室	982-9659	同上
栗町区民集会室	974-9226	同上
南大塚社会教育会館	946-4201	同上
千早社会教育会館	974-1335	同上
青年館	986-6740	同上

下水の悪臭を「防止しよう」

特に、ビルの関係者にお願ひ

梅雨期を迎え、下水の悪臭に悩む者が多くなっています。下水の悪臭は、そのほとんどが地下に排水槽のあるビルからの排水が、原因となっているので、ビルを所有又は管理されている方は次のことに十分注意してください。

- ① 排水槽及び槽に付属する排水系統は、定期的(少なくとも年に3回以上)に清掃、機械の点検を行い、常に清潔とし、良好な状態に保つこと。
- ② 排水槽の正常な機能を阻害するようなもの(油、野菜くず等)



- ③ 槽内に投入しないこと。
- ④ 汚水の滞留時間を短くするために、排水ポンプの始動水位をできるだけ低くすること。
- ⑤ 排水槽の改造について
 - ① 構築には耐水材を使用し、漏水しない構造にすること。
 - ② 汚水槽と雑排水槽は、原則として分離した槽にすること。
 - ③ ポンプ排水した汚水は、自然流下の排水系統に排水すること。
 - ④ ポンプ設備は、原則として予備ポンプを設けること。
 - ⑤ 底部には吸込ピットを設け、かつピットに向って15分の1以上10分の1以下の勾配をつけること。

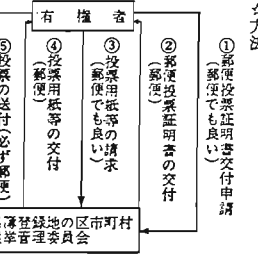
お宅の「クーラー」は「近所に迷惑をかけていませんか!」

やがて冷房のシーズンになりますが、お宅のクーラーは「近所に迷惑をかけていませんか。クーラーの騒音は、お使いになっているお宅よりも、近所の方が影響をうけやすいので、近所に迷惑をかけていること、気がつかないで使っていることが多いものです。そこで、お宅でもシステムに入る前に一度試運転をして、音の状態を確認してみましょ。そして問題があるようでしたら至急改善して、お互に快適な夏を過せるようにしましょう。改善の方法は、据付の補強、据付場所の変更、防音壁の設置、機種の変更等がありますが購入した電気屋さんに相談するか、又は区の公害課に電話をくだされば早速調査に伺います。くわしくは公害課指導係(内線2841)へ。

「郵便による不在者投票」

これは身体がご不自由で、投票所へ行けない方が、自宅等で投票(郵便による不在者投票)できる制度です。

手帳	手帳	手帳
身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級
心臓病・心臓病	1級・2級	1級・3級
精神障害者手帳	1級・2級	1級・3級
1級・2級	1級・2級	1級・3級
1級・2級	1級・2級	1級・3級



東京都公害防止管理者

資格講習のお知らせ

日時：6月15日～7月13日
 職種：一級・二級・三級
 受付：6月6日～8日
 午前9時半～正午
 午後1時15分～4時15分
 受付場所
 都庁第二庁舎一階ロビー
 区役所公害課
 (内線5077・8)
 (内線2845)

「まだ「郵便投票証明書」の交付を受けていない方はお早めに」

郵便投票証明書交付申請
 あなたの名前が登録されている選挙人名簿を管理する選挙管理委員会の委員長に対して、本人が署名した申請書(様式1)をもって申請してください。

- ① 郵便投票証明書の交付
- ② 郵便投票証明書の交付
- ③ 郵便投票証明書の交付
- ④ 郵便投票証明書の交付
- ⑤ 郵便投票証明書の交付
- ⑥ 郵便投票証明書の交付
- ⑦ 郵便投票証明書の交付
- ⑧ 郵便投票証明書の交付
- ⑨ 郵便投票証明書の交付
- ⑩ 郵便投票証明書の交付

ご注意ください

6月初旬から上池袋3丁目交差点から北池袋3丁目交差点間、電力地中線用の管溝新設工事のため、圧入工法による地中掘削工事が、東京電力特により行われま

住民税の特別徴収のお知らせ

昭和52年度の特別徴収区民税・都民税の特別徴収分(給与から差引きする)の税額通知を、5月7日に勤務先までにお送りしました。これは、昭和51年中の所得に対する(給与)の税額通知を、本年6月から5月までの12か月間にお送りし、毎月の給与から差引きされ、特別徴収義務者(勤務先)から、区に納入されることになってい

地代家賃の不当な引上げをやめよう

昭和51年度に固定資産税における土地等の評価替えが実施されました。これに伴い、地代家賃に係る固定資産税及び都市計画税については、昭和51年度から昭和52年度までの3年間にわたって、額次評価額に基づき課税・移行するという新しい負担調整措置が講じられてい

出張健康相談と講演・講習会へどうぞ

- お母さんと乳幼児の健康を守るために、保健所の保健師等が出張して「母子健康相談」「産後健康相談」「保育講習会」を開きます
- 5月13日 1時半～3時 南大塚社会教育会館
- 5月20日 1時半～3時 南大塚社会教育会館
- 5月26日 1時半～3時 南大塚社会教育会館
- 5月26日 9時半～11時 高田児童館(高田3-25-15)

- 母子健康相談
- 5月10日 1時半～3時 第10出設所(約込4-12-3)
- 5月20日 1時半～3時 区立青年館(第3出設所2階(池袋2-10-35))
- 5月26日 9時半～11時 高田児童館(高田3-25-15)

青少年の健全育成

青少年育成運動の基本方針決まる

昭和52年度豊島区青少年育成運動の基本方針が、このほど開かれた青少年問題協議会で決定されました。

この基本方針は、豊島区における青少年の健全な育成を図るため、家庭、学校、職場、青少年関係団体と行政機関が、有機的な連携を保ち、それぞれの立場でこの運動を効果的に推進していくためのものです。



青少年により環境と仲間づくりの場を...

基本的な考え方
青少年育成は、個々の家庭の問題であると同時に地域社会の問題でもあり、価値観の変化による世代間の断絶があるといわれている今日、青少年とおとなが、相互に理解し合い、受け合い、明るい健やかな家庭及び地域社会づくりのよきパートナーとして連携し、ともに進むことが肝要です。

このため、住民と行政及び関係諸団体が、広い視野からとり組み、幅広い住民の運動を展開しようとするものです。

●目標

本年度は、従来からの青少年問題協議会の基本方針の指向に添い、東京都主催する「青少年ともなすむ運動」の趣旨を十分考慮し、次の三目標を設定します。

第一目標 健康で明るい対話のある家庭づくり

青少年の育成に大きな影響力をもつのは、家庭であり、明るく規律ある家庭をつくることこそがその基本である。親はみずからを省み、時代の風潮に流されることなく、

『ママの休日』

バスハイクと汐干狩りに招待

区では、日頃忙しく娯楽の機会が少ないお母さん方を、バスハイクに無料招待します。

日時：6月5日(日)午前9時

出発 行先：千葉県本郷津市
定員：二七〇名(先着順)
対象：生活保護世帯・母子世帯

児童扶養手当受給世帯等のお母さん(60歳未満)
申込み：5月21日までに係へ
問い合わせ 福祉係(内線26255-6)

※なお、児童(小学6年生まで)は、やむを得ない場合、同伴ができます。お弁当は用意しません。

時代のうつり変わりとともに変化する子どもへの対応として、子どもと対話し親子間のあたたかい交流を考えることが必要です。

このため、「親と子の話し合い」や、それぞれの家庭づくり、地域のしつけについても、青少年の健全育成のための共通課題として、地域においても十分検討し地域ぐるみで促進します。

第二目標 住民の連帯による明るい地域社会づくり

わたくしたちをとりまく社会環境は青少年育成にとって必ずしも十全なものではありません。そうしたなかで、それをよりよいものにするため地域で実施する諸活動に地域ぐるみで参画し、そうした

青少年が、団体活動(グループ活動)を通じて、社会への参加意識と、次代にない手としての自覚を身につけることができるよう学習、文化活動、スポーツ及びレクリエーション活動に自主的に参加するよう積極的呼びかけるとともにこうした団体を援助します。

第三目標 青少年団体活動を通じての仲間づくり

青少年が、団体活動(グループ活動)を通じて、社会への参加意識と、次代にない手としての自覚を身につけることができるよう学習、文化活動、スポーツ及びレクリエーション活動に自主的に参加するよう積極的呼びかけるとともにこうした団体を援助します。

福祉事務所から

お知らせ

□家庭奉仕員を派遣します

掃除、買物、洗たく、繕い物等日常生活の世話をしてくる人がいなくて困っている、おとしりの方、重度心身障害者(児)のいる家庭に、家庭奉仕員を派遣します。

対象となる方は次のとおりです

● 老人家庭奉仕員
おおよそ65歳以上の老人家庭で日常生活に介護を必要としている場合、あるいはこれに準ずる家庭です。なお、住民税非課税以下の世帯に限られます。

● 心身障害者家庭奉仕員
当時、介護を必要とする心身障害者(児)のいる家庭で、世話をしている主婦にかわる人がいない家庭です。所得制限はありません

※業務内容
掃除、洗たく、買物、介護等。

□入院助産制度を

「ご利用ください」
出生を控えて、その費用の用達ができなくて困っている家庭に、費用の一部、又は全部を援助する制度があります。

該当する方は、前年度の所得税額が九六〇〇円以下の家庭、もしくは失業、障害等の事情により費用の支払に困難な家庭です。この場合の医療機関は、指定の医療機関に限られます。

● 母子寮をご利用ください
母子家庭(離婚又は夫の死亡等)により、母親と18歳未満の児童のみ(家庭)で、母親の勤め等により子供の養育上、心配のある家庭住居にお困りの家庭に母子寮をお世話します。

多少の空きがありますので、ご相談ください。

区内には次の三つの寮があります。

- ・ 大洋社豊島寮
長崎1-22-11
- ・ 同援豊島母子寮
長崎3-26-4
- ・ 愛の家母子寮
長崎4-11-3

問い合わせ・申込み
東福祉事務所 南大塚2-36-1
2 941-2511
西福祉事務所 要町1-59
974-5531

ご家庭をみどり

植木市と園芸相談にどうぞ

区では、区内の緑化事業を推進しておりますが、各家庭の緑化にもお手伝いするため、今年も植木市を次のとおり開催することになりました。

開催期間中は、毎日先着10名の区民の方へ、無料で草花の種をさしあげます。皆様お話し合わせのうえご来場ください。

また植木市開催期間中、毎日午前10時から午後5時まで、専門家による園芸相談所を開設いたしますので、ご利用ください。



6月3日～5日

▽会場と日時

▽豊島公会堂前中池袋公園
5月19日～21日

▽駒込駅前都電車庫跡地
5月27日～29日

▽池袋西口駅前ごとの遊び場
5月27日～29日

※開催時間は、各会場とも午前10時から午後6時までです。なお、雨天のときは一会場1日のみ順延します。

問い合わせは 環境課環境整備係(内線2815)へ。

『声の広報』を

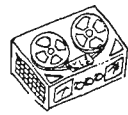
ご利用ください

豊島区では、目のご不自由な方のために、録音テープによる『声の広報』を毎月発行しています。

これは「広報としま」の記事を分りやすくまとめたもので、広報課では、この『声の広報』をより多くの方に利用していただくために、利用希望者を募集しています。

ご近所に目のご不自由な方がおられましたら、ぜひ教えてあげてください。

お申込み・お問い合わせは 広報課広報係(内線2131)へどうぞ。



目のご不自由な方

仲間入りしませんか

豊島区百人会では、お互いに動かし合い、福祉関係の連絡をとったり、またレクリエーションを計画して、明るく楽しい仲間づくりに努めています。

あなたも、お気軽にお入りください。

近所に目のご不自由な方がおられましたら、ぜひおすすめてください。

連絡先は、豊島区百人会
571-5950 までどうぞ。

国民年金の受給者は

「現況届」をだしましょう

国民年金の障害年金・母子・寡母子年金・遺児年金・寡婦年金の受給者は、毎年1回「国民年金受給権者現況届」を提出することになっております。

この届は、受給権者の生存を確認し、年金を支払うことになっておりますので、もし届の提出を怠ると年金を受けられなくなります。

受給権者については、届出用紙が4月下旬に届いていると思いますが、同封の返信用封筒で「現況届」を5月14日までに返送してください。

なお、昨年6月1日以降に年金を受け始めた方、年金額が改訂された方は、今回は提出の必要はありません。

くわしくは
給付係(内線2685)へ。

●付加年金で

より多い年金を……

国民年金では「より高い年金で老後を」とご希望の方に付加年金の制度があります。

これは、定額保険料1か月二千二百円に付加保険料四百円を加えて納めると、65歳から受ける老齢年金額に付加保険料を納めた期間に応じて、上積みされた額が支給されます。

国民年金に加入している方で、掛金の免除を受けている方を除いて、誰でも加入できます。ただしこの付加保険料は、過去にさかのぼって納めることはできません。手続きは、年金手帳と印かんを持って保険料係へ申込みください。

くわしくは
保険料係(内線2681)(3)へどうぞ。

お知らせ



(内線)はすべて区役所
981-1111の内線です

千登世橋体育場

テニスコートオープン

ところ：雑司が谷3-1-10
池17503

内容：二面(硬式・軟式併用)
使用料：一面1時間500円(二時間
を限度とします)。
利用方法：▼団体貸切のみ▼土
日、祝日の使用についてはチ
ーム登録制(区内在住者)
▼5月分については申込み順
▼6・7月分については、5
月20日までで登録をし、25
午後6時から抽せんをする。
▼抽せんは2か月前の第4水
曜日、午後6時に行います▼
チーム登録有効期間は53年3
月使用分まで▼5月4日から
受け付けます。(使用開始は5
月15日から)

遺跡散歩会

とき：5月14日午後1時半～4時
コース：高田方面
講師：伊藤榮洪氏
定員：50名
集合場所：雑司が谷鬼子母神境内
申込み：社会教育係(内線345
5)

親子ヤマメ釣り教室

とき：5月22日 雨天決行
ところ：埼玉県入間川(予定)
資格・定員：区内在住小中学生と
その家族(中学生のグループ
可)百名(先着順)
参加費：二千円
集合場所：池袋三越前 午前5時
40分

申込み：5月11日午後3時から申
込書に参加費を添えて体育係
までどうぞ。

持ちもの：傘、びく、しかけ、鎮
水筒、弁当、雨具、袋、他
詳細：体育係(内線3485)
区約友連合会長 古川久造氏
981-0989

◇猪苗代の 自然に親しむついで

※当日不参加の場合でも参加費は
お返しいたしません。
新緑もろる猪苗代へ、ご家族。
お友達と出かけませんか。猪
苗代での山菜が、植物採集、見
学と楽しいスケジュールです。
とき：5月27日10時～5月30日3
時(三泊四日)
ところ：猪苗代青少年センター
福島県猪苗代町

対象：区内在住者、ただし、
三歳未満児を除く。また中学
生以下の参加は引率が必要
定員：57名(先着順)
参加費：三千八百円(中学生未満
三千三百円)

注意：現地集合・解散のため往復
交通費は自己負担
申込み：5月12日から社会教育課
事業係で受け付けます。

◇山菜とリバスハイク

とき：5月29日 上越
集合場所：池袋三越前 午前5時
40分

◇第8回豊島区徒歩 オリエンテーリング大会

新緑の山野であなたの実力を試
してみませんか。
とき：5月29日
ところ：高麗(西武池袋線)
対象：3～5名のパーティー。小
中学生のパーティーは保護者
の承諾書が必要。
参加費：一人100円
申込み：5月16日～26日まで(体
育課、体育施設またはお近く
の体育指導員へ)。
詳細：体育係(内線3485)



◇昭和文学読書会

第一回
とき：5月19日 午前10時から
ところ：東武図書館
講師：文芸評論家 近藤高枝氏
詳細：東武図書館 981-3608
テーマは初回につき「近藤氏を
読んで」とします。皆様の参加
をお待ちしております。

◇グループリーダー講習会

内容：子供会活動の目的と意義、
プログラムの作成、レクリエ
ーション実技、他(なお、今
回の講習会は、従来別々に開
催していた青少年団体指導者
及びレクリエーション指導者
講習会を一つで行いま
す。
とき：5月17日～19日までの
毎週火曜日午後1時～3時半
まで(7月2日(土)の宿泊

60歳以上の方へ

▽民謡教室△

とき：6月1日～7月20日の
毎週水曜日 計8回
午前10時半～11時45分
ところ：老人福祉センター
内容：北海盆唄、齊太郎節、
白浜音頭他 全五曲
講師：小沢千月氏
定員：100名
申込み：5月16日～20日 来
館もしくはハガキ(20日
までには必着)で。電話申
込は不可。
詳細：老人福祉センター
千川 海池袋3の5の12
981-5896

▽詩吟教室△

とき：6月3日～7月22日の
毎週金曜日計8回
午後1時半～3時
ところ：高松ことばの家
内容：初心者対象 30名
講師：吟道館長 坂原藤利氏
受講料：教本代別
申込み：5月11日から先着順
詳細：高松ことばの家
高松2の34 9737440

特別区職員 追加採用試験

(大卒程度・呆健健)
人員：25名
受験資格：卒業を問わず
昭和7年7月2日
30年4月1日までの
出生者で、保健婦の
免許を有する方(国
家試験合格者、免許
の交付をうける資格
を有し、これを申請
中の方、および52年3月に行
われた国家試験により免許を
取得する見込みの方を含む)
試験日：5月27日
申込期間：5月16日まで
持参：5月17日～26日
採用予定時期：7月1日以降
申込み・詳細：特別区人専任課
務組合人専任課全課課
〒102 千代田区九段北1-1-1
4 251-0677(内線)

税務署から

「印紙税がわかりました」
今回、印紙法の改正があり、
昭和52年5月1日以降に作成され
る文書に適用されることとなりま
した。
● 印紙税の改正
印紙税の改正は、印紙の額面金額
が記載されているものとして、そ
の金額に相当する印紙税がかかるこ
とになりました。
● 一定の形式を表示すること
により印紙税を申告納付すること
ができる文書に、貸借借入金
などが追加されました。
● 印紙税額一覽表などを寄
いた「印紙税のしおり」は税務署の
受付に置いてありますから必要な
方は来署の添で、ご遠慮なくお持
りください。
詳細：豊島税務署
西池袋3-33-21
981-2171

「毎月勤労統計調査」 に「協力を」

東京都では、労働者数529人の
事業所の賃金・労働時間・雇用に
ついて統計調査を行っています。
この4月に対象地域を全面的に
抽出替えいたしますので、新たに

労働保険の更新

労働保険の更新手続きの時期が
きました。本年は5月16日まで
の手続きをすることになっていま
すので、申告書を作成し、保険料を
ごえてお近くの銀行または郵便局
に納付してください。
詳細：池袋労働基準監督署労働課
981-1256

社会保険・労働保険 実務講習会

内容：健康保険、厚生年金保険、
雇用保険、労働保険のしくみ
と手続き
とき：5月16・18・20・22・25・
27・30日 午後6時15分～8
時45分
ところ：大塚高等職業訓練校
対象：定員：中小企業の経営者お
よび事務福利厚生担当者45名
受講料：千円
申込み：5月13日まで、事業科
をへて直接訓練校へ。
詳細：都立大塚高等職業訓練校
北大塚1-15-10
981-5830

青い鳥書局を さしあげます

満6歳以上の身体障害者手帳の
交付を受けている方で、児童等救
済の第一級、第二級に該当する方は、
郵便局または福祉事務所所定の
用紙に記入し、身体障害者手帳を
提示して郵便局へ申し出ただけ
れば、後日郵送いたします。
交付枚数：一人につき20円ハガキ
20枚
受付期間：5月31日まで
詳細：豊島郵便局 981-6474

果嶋図書館から

5月29日から6月14日まで
特別整理のため休館します